

# 団体傷害総合保険のご案内

正式名称:団体総合生活保険

## 便利なインターネット手続きを導入しました!

12/31までのお手続き



<http://ezoo.jp/ds4/A0007802602>

▲お手続きはこちらから  
詳しくは1~6ページをご覧ください

1/1以降の中途加入のお手続き



<http://ezoo.jp/ds4/A00078026022509>

最大

44%割安

団体割引20%・損害率による割引  
30%を適用しています。  
損害率による割引は  
天災危険補償部分には  
適用されません。



©東京海上日動

ご家族も安心!  
熱中症が対象となる  
補償タイプをご用意

保険期間 … 2026年2月25日午後4時から2027年2月25日午後4時まで1年間

保険料払込方法 … 毎月の給与より天引きします(4月給与より天引き開始)

退職者の方は4月よりご指定の口座より振替します

募集期間 … 2025年11月1日(土)から2025年12月31日(水)まで

加入方法 … 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください

●前年と同等条件で継続加入される場合は、お手続き不要です

●新規ご加入の方、変更を希望される方は、お手続き用二次元コードまたはURL  
よりお手続きください

※書面のお手続きをご希望の方は、お手数ですが静鉄保険サービスまでお問い合わせください。

### ●ご加入内容に関する大切なお知らせ ※現在ご加入の方は必ずお読みくださいようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

※その他ご不明な点等ございましたら、パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、更新時には、年齢等により、保険料が変更となったり、保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

## 便利で快適・環境にもやさしい♪ インターネット手続き

(イーチョイス)

# e-CHOICE 導入しております!

皆さまの利便性向上と環境への負荷削減のため、今年度よりインターネット手続きを導入いたしました。

お好きな時間にアクセスしていただきお手続きください。

補償内容に関するご相談は、これまでどおりご遠慮なく代理店へお問い合わせください。

### こんなところが便利!

#### ■スマートフォンやPCからアクセス可能!

お好きな時間に二次元コードやURLから簡単にアクセスできます。  
(ご利用可能時間:毎日 午前6:00~翌午前4:00)

12/31までの  
手続き



1/1以降の  
中途加入のお手続き



#### ■補償の見直しもラクラク!

補償タイプを並べて比較できます。

#### ■書類の提出は不要!

インターネット上でお申込み手続きが完了します。

→お手続き方法はP.3~

### 環境にやさしい!

#### ■紙資源の削減により、CO2排出量を削減!

すでに導入済みの自動車保険インターネット手続きやWeb証券・Web更新案内などにより、多くの紙資源削減が実現しています(※)。

静鉄グループの環境貢献取組として、引き続きご協力をよろしくお願ひいたします。

(※)ご参考:

東京海上日動では、自動車保険や火災保険等でWeb約款・Web証券・Web更新案内をお客様にご選択いただいたことにより、2023年度に約3,300トンの紙が削減されました。

#### お手続きにはメールアドレスと社員番号が必要です。

メールのドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、必ず「@d1.tmnf.co.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

#### 自動更新の方は、お手続き不要です。

ただし、ご加入内容等にご変更がある場合は、本パンフレット記載の二次元コードまたはURLからお手続きをお願いいたします。(住所などのお客様情報にご変更が無いか、ご確認をお願いいたします。)

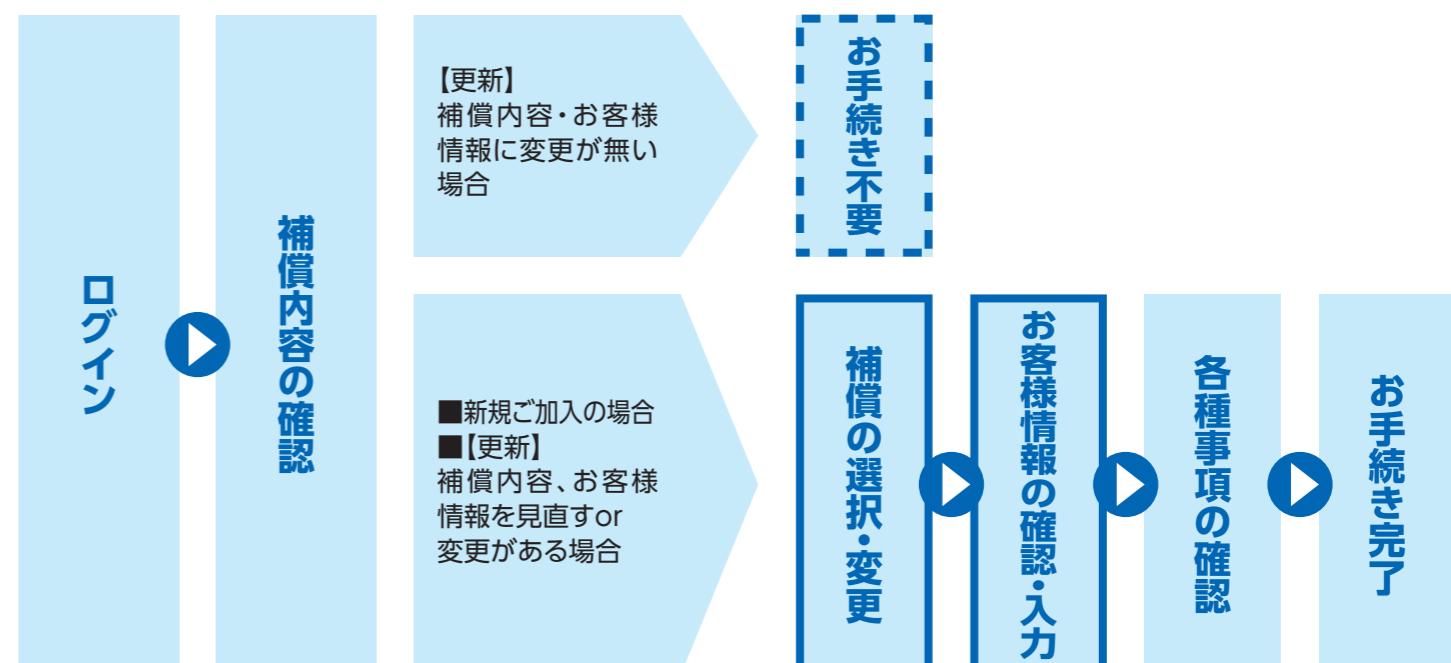
事故時の連絡先等は以下のURLから保険期間中いつでも参照できます。アクセスには加入者証券番号が必要となります。「認証キーワード」欄に加入者証券番号を入力してください。

<http://ezoo.jp/ds4/A0007802602>

スマートフォンからも  
参照できます



## お手続きの流れ



### e-CHOICE(インターネット手続き) Q&A

**Q1** ログインが上手くできません。

**A1** ログインには「加入者ご本人のお名前」「生年月日」「社員番号」の3点を入力します。社員番号の入力については、入力欄下の説明を併せてご確認ください。更新の方は、前年の加入者票(右上)にも記載がございます。

**Q2** 補償内容はそのまま更新しますが、転居により住所が変わっています。手続きは必要ですか?

**A2** お客様情報(住所・改姓・電話番号・所属など)に変更がある場合はお手続きが必要です。ログイン後、お客様情報の入力画面まで進んでいただき、変更をお願いいたします。

**Q3** 紙(加入依頼書)での手続きはできますか?

**A3** e-CHOICEでのお手続きが難しい方には加入依頼書をご用意いたします。お手数ですが、ご希望の場合は静鉄保険サービス(電話:054-653-5007またはフリーダイヤル0120-803-130)までお問い合わせください。

**Q4** メールアドレスは東京海上日動マイページIDと同じものを使いますか?

**A4** マイページIDと同じでなくても問題ありません。e-CHOICEでのID・パスワード案内やお手続き受付完了のご連絡等に使用しますので、お手続きする端末で確認しやすいメールアドレスのご使用をおすすめいたします。

**Q5** e-CHOICEの操作方法がわからないときはどうすればいいですか?

**A5** 静鉄保険サービス(電話:054-653-5007またはフリーダイヤル0120-803-130)までお問い合わせください。操作のご案内をさせていただきます。

## ご加入方法のご案内 新規用

①二次元コード(URL)からお手続き画面にアクセスします。スマートフォン・PCどちらからでもアクセスできます。

②ご勤務先会社名を選択し(右端の+/-をクリック)、〈お手続きはこちら〉をクリックします。

◆お手続き前にメールアドレスをご準備ください

③加入者ご本人の「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員番号(\*1)」を入力します。

\*1 社員番号は、e-CHOICE画面の入力欄の下に記載の入力ルールに沿ってご入力ください。

4 〈お手続きはこちらから〉をクリックします。  
募集期間やお申込み締切はこちらの画面でもご確認いただけます。

## 5 加入者ご本人の性別選択します。

1	<p style="text-align: center;">アクセスありがとうございます。 こちらは静鉄グループ団体保険のお手続きサイトです。</p> <p><b>[ご案内]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●お手続きの際には、「お手続き先」を必ずご確認ください。</li> <li>●団体保険のお手続きは「お手続きはこちら」ボタンをおしてください。</li> <li>●保険期間中の事故時の連絡先等は「ご加入者向け専用情報サイト」をご確認ください。</li> </ul>	
<p>募集期間：令和5年1月14日から令和5年12月8日まで</p> <p>団体保険期間：令和6年2月25日午後4時から令和7年2月25日午後4時まで</p>		
<p><b>静鉄保険サービス株式会社</b></p>		
<p><b>2</b></p> <p>お手続き先</p>	<p>団体保険お手続きサイト</p>	<p>ご加入者向け専用情報サイト (事故時の連絡先等の承認連携先)</p>
<p>団体医療保険</p>	<p><b>お手続きはこちら &gt;</b></p>	<p>&gt; 事故時の連絡先等はこちら</p>
<p>団体傷害総合保険</p>	<p><b>お手続きはこちら &gt;</b></p>	<p>&gt; 事故時の連絡先等はこちら</p>

# 団体保険制度お手続きサイト

アクセスいただきありがとうございます。  
お客様のお名前、生年月日等をご入力ください。

3

お名前

漢字

変換

フリガナ

変換

トガワ タロウ

変換

生年月日

昭和

60

年

1

月

1

日

社員コード

1114

◆本システムをご利用される前に  
【ご利用規約・システム利用規約】、【個人情報の取扱い】、【セキュリティについて】を必ずご確認ください。  
同意いただけない場合は、【上記の内容で登録する】ボタンを押してお進みください。

◆ご注意  
◆この保険は、企業または団体を契約者として、その種の会員等を保険の対象とされる方(被保険者)とする団体契約です。

◆ご入力いただけた場合は、ご契約者である企業または団体の構成員のみとなりますのでご注意ください。

◆本システム表示されるボットラングメッセージの中に、「タブロイドを表示しない」等のメッセージが表示されることがあります。【タブロイドを表示しない】を複数選択すると、その後タブロイドページが表示されなくなります。お手続きができない場合は、【選択セド】をONにして【キャセル】をお選びください。ご利用の端末により表示メッセージが変わった場合、詳細は【利用規約】をご覧ください。

3

いましたら、こちらまでお問い合わせください。

上記の内容で登録する

補償の選択
健康状態の告知
お客様情報の入力  
(お名前・ご住所等)
ご加入内容の確認
加入手続きの完了

保険の対象となる方（被保険者）に関する情報をご入力ください。

**5 東海 太郎** 様の下記の項目をご入力いただき（次へ進む）をお願いください。

性別

男性  女性

戻る
次へ進む

[ご利用条件](#) [個人情報の取扱い](#) [セキュリティについて](#) [重要事項説明書](#) [よくあるご質問](#) [お問い合わせ先](#) [保険会社](#)

6 ご希望の補償の〈補償を選ぶ〉をクリックし、補償タイプの選択画面に進みます。  
□数をプルダウンで選択し〈選択する〉をクリック→〈確定する〉をクリックします。

※「選択コース」は、「基本コース」のご加入が必須となります。はじめに「基本コース」をご選択ください。

※プランにより、ご加入可能な口数が異なります。

7 加入したい補償が「選択中」になっていることを確認します。画面下の保険料を確認し、「[補償を確定し次へ進む](#)」をクリックします。

※被保険者を追加する場合は、ここで $\langle +\text{被保険者を追加}\rangle$ をクリックして追加します。

③お客様情報を確認・入力し〈次へ進む〉をクリックします。

### 【現職の方】

所属名・所属コードはご勤務先の情報をご入力ください。

**お客様の情報をご入力ください。**

お名前（漢字・カナ）、所属名等についてご確認いただき、変更があれば訂正してください。  
\* : 必須項目

**加入のお申込みをされるお客様（ご加入者）**

**お名前** 漢字\*

カナ\*

**所属検索**  
 検索ボタンを押して、所属検索画面から、所属コード、所属名（漢字）、所属名（カナ）を選択してください。

**所属コード\***

**所属名** 漢字\*  
 例：〇〇部××グループ

カナ\*

**性別** 女性

**他の保険契約等**  
  
 他の保険等につきましてはこちらをご確認ください。①

お住まいがご加入者と異なる場合はチェックして、郵便番号、本人のご住所 [由モ (000) 月モ日モ] をご入力ください。

郵便番号、ご住所がご加入者と異なる。

**8** 次へ進む >

9以降は画面の案内に沿ってお進みください。

## ■他の保険契約等の確認

## ■お手続き内容の確認

## ■ 重要事項説明書等の各種事項の確認

「加入する」をクリックしてお手続きが完了です。

「**【登録】**」をクリックして登録を完了させます。  
ご登録のメールアドレスへ「受付完了メール」が届いていることを  
ご確認ください。

7

海 太郎 様

昭和XX年1月1日 / 男性

被保険者 - 1回分保険料 (月払) 2,360 円

[補償を選択](#)

 <b>傷害</b>	 <b>選択中</b>	タイプ CN04 / 本人型 口腔 1 / 保険料 2,120円
 <b>所持</b>	 <b>加入中</b>	タイプ CN15 / 本人型 口腔 1 / 保険料 240円
 <b>がん</b>	 <b>未加入</b>	「がん」は日本人の死因トップ。がんと戦うための専用保険です。
 <b>介護</b>	 <b>未加入</b>	<a href="#">加入を検討する</a>
 <b>医療</b>	 <b>未加入</b>	<a href="#">加入を検討する</a>

・プランの内容に一部変更があります (保険はございません)。  
 ・前年両脇プランで更新される場合には、次回更新時の手続きをしていただくなくても自動的に加入内容が更新されます。  
 その場合は画面右上のログアウトボタンでお手続きを終了してください。

[戻る](#)

ご利用条件  個人情報の収集について  セキュリティについて  重要事項説明書  商品改定等のご案内  よくあるご質問  お問い合わせ先  保険会社

Copyright (c)Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.

加入者 - 1回分保険料  
保険料 (月払)

前年両脇プラン 240 円

今期ご選択プラン 4,480 円

[補償を確定し次へ進む](#) >

7

補填の選択
健康状態の告知
お客様情報の入力  
(お名前・ご住所等)
ご加入内容の確認
加入手続きの完了

以下の内容をご確認いただき、重要事項説明書を必ず表示してご確認のうえ、ご同意いただける場合は、「加入する」ボタンをおしてください。

私と被保険者は全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、契約者である団体正式名称に対して加入を依頼します。

- 私が契約者である団体正式名称の構成員であること
- 個人情報の取り扱いに関する「案内」の内容
- 健康状態に関する質問にご回答（入力）いただいた場合、告知の大切さに關注する「案内」の内容
- 重要事項説明書はPDFファイルでのご提供となること
- 重要事項説明書の内容
- 重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容

「重要事項説明書をダウンロードする」ボタンを押して重要事項説明書を表示いただき、PDFファイルを保存もしくは印刷して画面を閉じされることをおすすめです。別途、書面での交付をご希望の場合は、お問い合わせまでご連絡ください。

[重要事項説明書  
をダウンロードする](#)

(※) 重要事項説明書のPDFファイルには「告知の大切さに關注する「案内」を含みます。

この保険契約は団体正式名を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を発行する権利、保険契約を解約する権利は原則として団体正式名が有します。また、満期日までにご加入者から更新しない旨の申出がなければ、団体とその取扱による保険契約が更新されます。

「加入する」ボタンを押すと、**9** 分完了します。加入手続き完了後、メールにて加入手続き受付通知を送信します。

戻る
加入する

※「受付完了メール」が届かない場合は、お手数ですが代理店まで  
ご連絡ください。

# ご加入方法のご案内 | 更新用

◆お手続き前にメールアドレスをご準備ください

まずはP.3-4<ご加入方法のご案内(新規用)>1~3と同様にお手続き画面へお進みください。

1 メールアドレスを入力します。

2 登録したメールアドレス宛てに<ID案内メール>と<パスワード発行メール>が届きます。メールには、それぞれ以下の内容が記載されています。

- ID案内メール:お手続きサイトURLとログインID
- パスワード発行メール:仮パスワード

1

2 ID案内メール  
URL:https://...  
ログインID:○○○

3 PW案内メール  
パスワード:  
○○○

6 現在のご加入内容は「加入中」と表示されます。見直しをする場合は<補償を見直す>をクリックし、補償タイプの選択画面に進みます。

**加入中の補償タイプが左側に表示されますので、ご希望の補償タイプで<選択する>をクリック→<確定する>をクリックします。**

**補償やお客様情報の変更が無い方は以降のお手続きは不要です。画面を閉じて終了してください。**

6

6

3 お手続きサイトへアクセスし、仮パスワードから新しいパスワードへ変更します。

※ID案内メールのお手続きサイトURLからアクセスすれば、ログインIDは自動引き込みされます。

⇒仮パスワードだけコピーしておくとスムーズ!

知つておきたい  
POINT

3

4 お手続きはこちらからをクリックします。

募集期間やお申込み締切はこちらの画面でもご確認いただけます。

4

5 加入者ご本人の性別を選択します。

5

7 更新したい補償が「加入中」、見直したい補償が「選択中」になっていることを確認します。

※被保険者を追加する場合は、ここで<+被保険者を追加>をクリックして追加します。

画面下の保険料を確認し<補償を確定し次へ進む>をクリックします。

7

パンフレットに表示されていない補償タイプにご加入の方は、

⑥お手続き画面でのお見積り機能に一部制限がございます。

ご加入中の補償タイプに戻してお見積りを続ける場合は、画面下の<戻る>ボタンで前の画面へお戻りください。

⑨の<加入する>をクリックするまで内容は確定しませんので、ご加入中の補償タイプに戻せない場合でもご安心ください。

お困りのときは、静鉄保険サービス(電話:054-653-5007)へお問い合わせください。

8 お客様情報を確認・入力し<次へ進む>をクリックします。

【現職の方】

所属名・所属コードはご勤務先の情報をご入力ください。

8

9 以降は画面の案内に沿ってお進みください。

■他の保険契約等の確認

■お手続き内容の確認

■重要事項説明書等の各種事項の確認

**<加入する>をクリックしてお手続きが完了です。**

ご登録のメールアドレスへ「受付完了メール」が届いていることをご確認ください。

9

※「受付完了メール」が届かない場合は、お手数ですが代理店までご連絡ください。

# 団体傷害総合保険

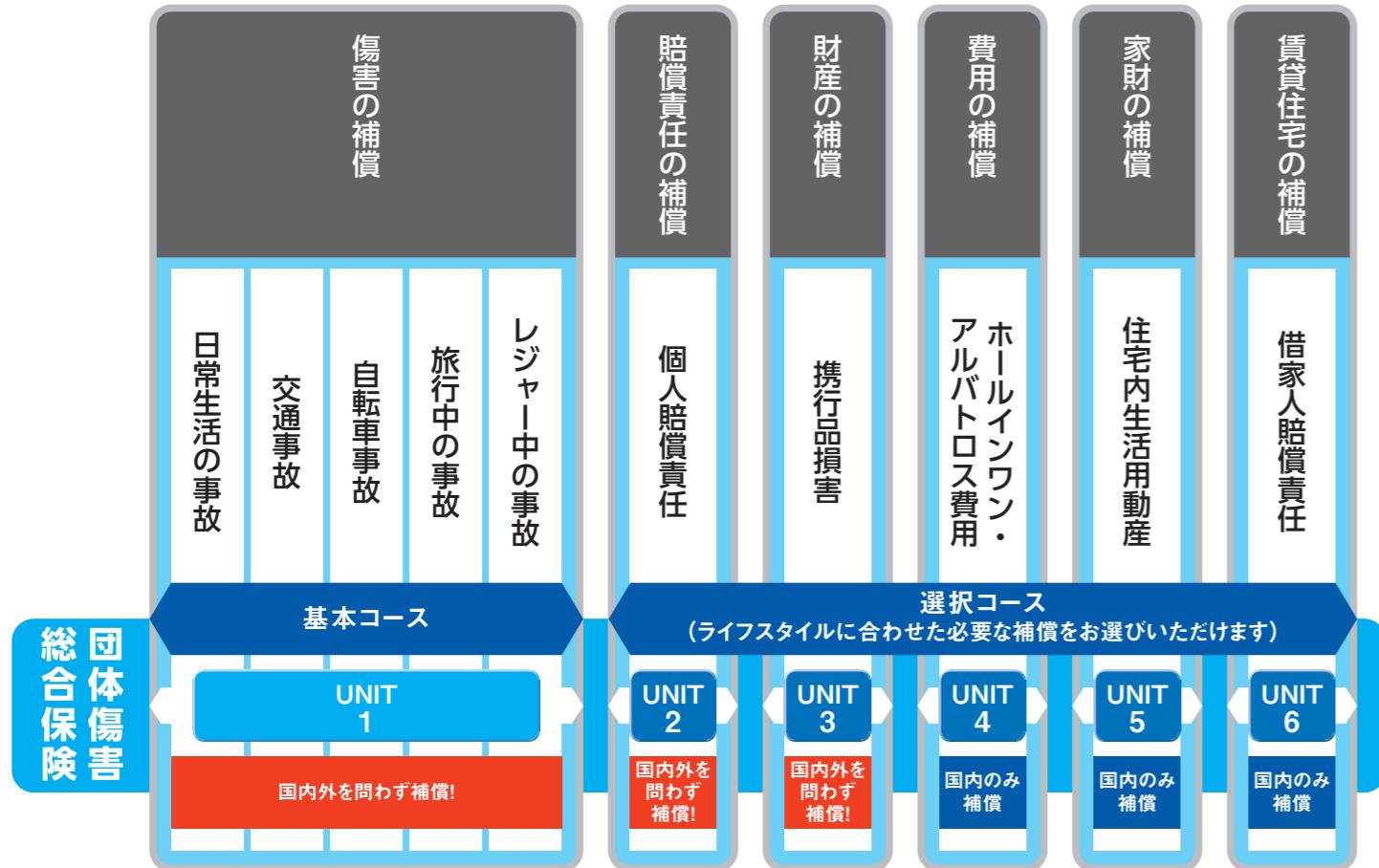
正式名称：団体総合生活保険

最大44%割引

団体割引 20%  
損害率による割引 30%

ライフスタイルに合わせて  
必要な補償を選べる保険です。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



## こんな場合に保険金をお支払いしました!

※過去の支払例

### 傷害の補償 UNIT 1

事故例 1 従業員Aさんが床を滑って転倒し、ケガ。

保険金 約17万円支払い

事故例 2 従業員Bさんが、自動車運転中、後方より追突された。

※自動車保険とは別に支払われます。

保険金 約9万円支払い



### 賠償責任の補償 UNIT 2

事故例 従業員Cさんの飼っているペットが、通行人に噛みついて、通行人がケガ。

保険金 約2.6万円支払い



### 財産の補償 UNIT 3

事故例 従業員Dさんが、魚を釣り上げた際に自己所有釣り竿を損傷。

保険金 約5.8万円支払い



## 本制度の3つの特徴!!

### その1 保険料が割安!!

団体割引20%、損害率による割引30%により  
最大44%の割引を実現!

※天災危険補償部分には、損害率による割引率は適用されません。

### その2 退職後も安心!!

ご退職されても団体割引・損害率による  
割引を適用しての  
引き続きのご加入が可能です。



### その3 ご家族の皆様もご加入可能!!

配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟・ご本人と同居の  
ご親族の皆様も本制度にご加入できます  
(生計の同一性を問いません)。

# みなさまの日常生活をお守りします!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

このような場合に保険金をお支払いします。

基本コース

## UNIT 1 傷害の補償

日本国内外を問わず、日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる急激かつ偶然な外来の事故による「ケガ」または「熱中症」に対応!



※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガは、補償の対象になりません。  
※1後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。なお、地震等を原因とした特定感染症は補償されません。特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

選択コース（基本コースのご加入が必須となります）

## 賠償責任の補償

### UNIT 2 個人賠償責任

国内外を問わず補償



日常生活中の偶然な事故により他人にケガをさせる等、法律上の損害賠償責任を負った場合に1億円を限度に補償します。  
※スポーツをしている者同士の事故では、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。  
※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



他人から借りたバッグを盗まれてしまった!

日本国内で他人から借りたもの、預かったもの（受託品）※1を日本国内外で損壊したり、盗まれたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。  
※1携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

## 財産の補償

### UNIT 3 携行品損害

国内外を問わず補償

再取得価額を限度に補償



ゴルフクラブが折れた

外出先で携行品を損壊した、または盗まれた場合等、偶然な事故による損害を補償します（紛失は除きます。）。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品や設備・什器等は補償の対象となりません。

## 費用の補償

### UNIT 4 ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワン祝賀会を開催した



国内のみ

9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用を補償します。

【ご注意】原則として同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者※1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。  
※1同伴キャディ、ゴルフ場の使用者や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。

## 家財の補償

### UNIT 5 住宅内生活用動産

国内のみ

再取得価額を限度に補償

再取得価額を限度に補償

自宅内の家財が火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けた場合に補償します。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品や設備・什器等は補償の対象となりません。

## 賃貸住宅の補償

### UNIT 6 借家人賠償責任

国内のみ

国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

## 【保険金額・保険料表（現職者の方）】

損害率による割引は天災危険補償部分には適用されません。

【保険期間：1年、団体割引20%、損害率による割引30%】

熱中症が自動補償となりました！

基本コース

### UNIT 1 傷害の補償

死亡・後遺障害保険金額  
入院保険金日額（※）  
通院保険金日額  
型

（※）手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

月払保険料 480円

保険金額（1口あたり）  
5口まで加入可能 FA1

150万円  
1,500円  
1,000円  
本人型

国内で預かったもの（受託品）の損害賠償責任も補償します。

選択コース（特約）

### UNIT 2 個人賠償責任

個人賠償責任  
型

月払保険料 130円

保険金額  
FB1

国内1億円 国外1億円  
家族型（P13 Q9をご参照ください）

### UNIT 3 携行品損害

携行品損害  
型

免責金額（自己負担額）携行品損害…5,000円

月払保険料  
50円 80円 120円 170円

保険金額  
FD1 FD2 FD3 FD4

10万円 20万円 30万円 50万円  
本人型

（※）

### UNIT 4 ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワン・アルバトロス費用  
型

月払保険料  
120円 190円 350円

保険金額  
FE1 FE2 FE3

20万円 30万円 50万円  
本人型

（※）

### UNIT 5 家財の補償

住宅内生活用動産  
型

免責金額（自己負担額）生活用動産…5,000円

月払保険料  
840円 1,040円 1,180円 1,560円 2,830円

保険金額  
FF1 FF2 FF3 FF4 FF5

300万円 500万円 700万円 1,000万円 2,000万円  
本人型

（※）

### UNIT 6 賃貸住宅に住まいの方の補償

借家人賠償責任  
型

月払保険料  
90円 160円 230円 300円 450円

保険金額  
FG1 FG2 FG3 FG4 FG5

500万円 1,000万円 1,500万円 2,000万円 3,000万円  
本人型

（※）

※選択コース（特約）のご加入口数は、それぞれ1口が限度です。  
※賠償責任に関する補償において、P13 Q9に記載のご本人が未成年または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります）。

基本コース

選択コース（特約）

## 【保険金額・保険料表(退職者の方)】

損害率による割引は天災危険補償部分には適用されません。

[保険期間:1年、団体割引20%、損害率による割引30%]

### 熱中症が自動補償となりました!

基本コース

#### UNIT1 傷害の補償

死亡・後遺障害保険金額
入院保険金日額 <sup>(*)</sup>
通院保険金日額
型

(\*)手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険料(一時払) 5,270円

保険金額(1口あたり)

5口まで加入可能 FA1

150万円

1,500円

1,000円

本人型

基本コース

### ＜自転車を利用されている方におすすめ!＞

【保険金額・保険料表】損害率による割引は天災危険補償部分には適用されません。[保険期間:1年、団体割引20%、損害率による割引30%]

選択コース(特約)

#### UNIT2 個人賠償責任

個人賠償責任
型

個人賠償責任

型

保険料(一時払) 1,410円

保険金額

FB1

国内1億円 国外1億円

家族型(P13 Q9をご参照ください)

国内で預かったもの(受託品)の損害賠償責任も補償します。

#### UNIT3 携行品損害

携行品損害
型

免責金額(自己負担額) 携行品損害…5,000円

#### UNIT4 ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワン・アルバトロス費用
型

ホールインワン・アルバトロス費用

型

保険料(一時払)  
550円 840円 1,300円 1,900円

保険金額

FD1

10万円

FD2

20万円

FD3

30万円

FD4

50万円

本人型

保険料(一時払)  
1,360円 2,030円 3,850円

保険金額

FE1

20万円

FE2

30万円

FE3

50万円

本人型

#### UNIT5 家財の補償

住宅内生活用動産
型

免責金額(自己負担額) 生活用動産…5,000円

#### UNIT6 賃貸住宅にお住まいの方の補償

借家人賠償責任
型

※選択コース(特約)のご加入口数は、それぞれ1口が限度です。

保険料(一時払)  
9,110円 11,310円 12,920円 16,990円 30,920円

保険金額

FF1

300万円

FF2

500万円

FF3

700万円

FF4

1,000万円

FF5

2,000万円

保険料(一時払)  
930円 1,710円 2,500円 3,300円 4,860円

保険金額

FG1

500万円

FG2

1,000万円

FG3

1,500万円

FG4

2,000万円

FG5

3,000万円

本人型

【保険金額・保険料表】損害率による割引は天災危険補償部分には適用されません。[保険期間:1年、団体割引20%、損害率による割引30%]

現職の方 月払保険料 480円

保険金額(1口あたり)

5口まで加入可能 FA1

150万円

1,500円

1,000円

本人型

退職の方 保険料(一時払) 5,270円

保険金額(1口あたり)

5口まで加入可能 FA1

150万円

1,500円

1,000円

本人型

#### UNIT1 傷害の補償

(\*)手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

#### UNIT2 個人賠償責任

月払保険料 130円

保険金額

FB1

個人賠償責任

型

国内1億円 国外1億円

家族型

(P13 Q9をご参照ください)

保険料(一時払) 1,410円

保険金額

FB1

個人賠償責任

型

国内1億円 国外1億円

家族型

(P13 Q9をご参照ください)

### 基本補償

#### UNIT1 傷害の補償

日本国内外を問わず、日常生活・スポーツ・レジャーなど仕事中等で起こる急激かつ偶然な外因による様々な「ケガ」または「熱中症」に対応! 入院通院1日目から補償! ご病気は対象にません。

- 自転車で転んでケガをした
- 旅行中にケガをした
- 日常生活での思わぬケガも補償

#### ご注意 このような場合は補償されません

- 病気
- 故意・自殺・ケンカ・犯罪行為による死亡・ケガ
- 特に危険な運動(山岳登攀・ハンググライダーなど)による死亡・ケガ
- むちうち症や腰痛などで医学的他覚所見がないもの 等

#### UNIT2 個人賠償責任

日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)<sup>\*1</sup>を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

- \*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等、受託品に含まれません。

- 誤って他人にケガをさせてしまった ○ 他人から借りたバッグを盗まれてしまった
- 高価な商品を誤って落としてしまった

#### ポイント 示談代行付帯

日本国内での事故に限りません(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます)。

#### ご注意 このような場合は補償されません

- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害賠償責任
- 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
- 船舶、車両、銃器等の所有、使用などに起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打に起因する損害賠償責任
- 保険の対象となる方が居住用に置いていない建物に起因する損害賠償責任 等

### 自転車利用者必見! ご存じですか?

自転車事故による損害額は極めて大きくなる場合があります!

(ご参考)自転車事故の高額賠償判決例 出典:損害保険協会HP([https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/ctuevu00000053ot-att/book\\_bicycle.pdf](https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/ctuevu00000053ot-att/book_bicycle.pdf)) 一般財団法人日本損害保険協会「自転車の事故~安全な乗り方と事故への備え~」

#### 判決

東京地裁2008年6月5日判決

#### 神戸地裁 2013年7月4日判決

#### 判決認容額

</div

## 団体傷害総合保険 Q&A

### Q1 保険期間の中途中で加入・変更する場合、加入・変更日はいつになりますか?

A1 毎月24日が締切日となります。

インターネットでのお手続き完了、または静鉄保険サービスに加入・変更依頼書が到着した直近の25日付で加入・変更が可能です。

### Q3 退職時はどうしたらよいでしょうか?

A3 退職時には手続きが必要となります。

静鉄保険サービスまでご連絡をお願いいたします。退職後も継続いただけます。現職時と同じく団体割引を適用し保険料の支払いは口座振替(一時払のみ)となります。

### Q5 傷害の補償について鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為は傷害の補償の対象となりますか?

A5 医師(被保険者以外の方)の指示に基づいて行われた施術のみお支払の対象となります。

通院日数の認定は、傷害の部位や程度に応じて医師の治療に準じて認定し支払します。

※原則、鍼灸師、マッサージ師等による治療については支払対象外です。

### Q7 骨折しギブスで固定しています。通院保険金の支払いはどうなりますか?

A7 通院された場合、傷害の補償の通院保険金を通院された日数に応じてお支払いたします。

またギブス等で固定した箇所が長管骨(大腿骨や脛骨など手足を構成する細長い形状の比較的大きな骨)や脊柱・肋骨・胸骨・頸骨または頸関節等であった場合には、常時装着した日数を通院した日数に含んで通院保険金をお支払できる場合があります。

注)手や足の指の固定の場合は、ギブスを常時装着していても通院した日数に含むことができず、実際に通院された日数に応じた保険金のお支払となります。

\*ギブス等の詳細は、後記「補償の概要等」をご確認ください。

### Q9 被保険者の範囲について教えてください。

A9 <保険の対象となる方> 保険の対象となる方は、下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

	本人型	家族型	「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方
ご本人 <sup>*1</sup>	○	○	①静岡鉄道株式会社およびそのグループ会社(対象となるグループ会社につきましては、パンフレット記載のお問い合わせ先にお問い合わせください。)の役員・従業員・退職者
ご本人 <sup>*1</sup> の配偶者	—	○	②上記①の家族 (1)配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 (2)上記①と同居されているご親族の方
ご本人 <sup>*1</sup> またはその配偶者の同居のご親族	—	○	
ご本人 <sup>*1</sup> またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○	

※保険の対象となる方の統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

#### 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります)。(1)婚姻意思※1を有すること (2)同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親 族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

\*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### ロメディカルアシスト 自動セット



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間\*1: 24時間365日受付

0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。  
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

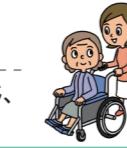
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### 転院・患者移送手配\*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

### ロ介護アシスト 自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件をご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: ・電話介護相談 : 9:00~17:00  
( いざれも 土日祝・年末・年始を除く )

0120-428-834

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件をご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

\*3 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。 \*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

受付時間: ・法律相談 : 10:00~18:00  
( いざれも 土日祝・年末・年始を除く )

0120-285-110

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

\*3 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。



### ロデイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 10:00~18:00  
( いざれも 土日祝・年末・年始を除く )

0120-285-110

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

\*3 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### ご注意ください

(各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれの方の配偶者<sup>\*1</sup>・ご親族<sup>\*2</sup>の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いざれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

\*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

## ■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象となる場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。  
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください)。

### 【傷害補償】

■保険の対象となる方がケガ\*1\*2をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険のお支払対象となりませんのでご注意ください。

\*2 \*1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、お問い合わせ先までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</li> </ul> </li> </ul> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>
	後遺障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</li> </ul> </li> </ul> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
	入院保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</li> </ul> </li> </ul> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>
	手術保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3</li> </ul> </li> </ul> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>
	通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</li> </ul> </li> </ul> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポートーその他着脱が容易なものを含みません。</p>
	特定感染症危険補償特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</li> <li>▶医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます)された場合</li> <li>▶医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合</li> </ul> </li> </ul> <p>▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください)。</p> <p>※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。</p>

保険期間:1年

## 【賠償責任に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>▶保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>▶電車等*1を運行不能にさせた場合</li> <li>▶国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</li> <li>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</li> </ul> </li> </ul> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>
個人賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>■受託品が通常有する性質や性能を欠いています</li> <li>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</li> <li>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>■受託品の電気的または機械的事故</li> <li>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</li> <li>■詐欺または横領</li> <li>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</li> <li>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等</li> </ul>
借家人賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災、雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も補償します。</li> </ul> </li> </ul> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>

## 【財産に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1(貴金属、宝石、美術品等は時価額*2)を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するに必要な金額をいいます。</p> <p>*2 その損害が生じた地および時における保険の対象の価格</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>・電気的または機械的事故に起因する損害</li> <li>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</li> <li>・詐欺または横領に起因する損害</li> <li>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害</li> </ul> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
<p>国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*2(乗車券、通貨等は合計5万円)を限度とし、貴金属、宝石、美術品等は時価額*3を限度(1個または1組あたり30万円を限度)とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の対象となる方の単身赴任先</li> <li>・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先</li> </ul> <p>*2 保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するに必要な金額をいいます。</p> <p>*3 その損害が生じた地および時における保険の対象の価格</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>・電気的または機械的事故に起因する損害</li> <li>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</li> <li>・詐欺または横領に起因する損害</li> <li>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害</li> </ul> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

## 【費用に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</p> <p>①同伴競技者</p> <p>②同伴競技者以外の第三者*1</p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその事実を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。</p> <p>*「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいている場合でも、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

# 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## 【マークのご説明】 契約概要 保険商品の内容を ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、  
特にご注意いただきたい事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

この保険は、団体を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください\*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
- がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●教育継続支援特約

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定

この保険の保険金額\*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、



金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額\*1の増額等はできません。

### [所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額\*1は、平均月間所得額\*2以下(平均月間所得額\*2の85%以下を目安)で設定してください。(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\*3×約定給付率となります。

\*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

\*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等に記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

\*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

\*保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

#### (2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等

\*保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできません。お支払いたした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することができますのでご注意ください。

\*保険料、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての保険料を対象となります。

### 7 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領書がございます)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には★のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償がん補償	介護補償	個人賠償責任・借家人賠償責任・携行品・住宅内生活用動産・救援者費用等・弁護士費用等・トラブル対策費用
生年月日	★ * 1	★	★	★	★	★	★ * 2
性別	—	—	★	★	★ * 3	—	—
職業・職務*4	—	☆	—	—	—	—	—
健康状態告知*5	—	★	★	★	★	★	—

※すべての補償について他の保険契約等\*6を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

\*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

\*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

\*3 3年払込護養特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

\*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

\*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないことがあります。

### [所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知)]

#### ① 告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」を東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にものでご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者\*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知について、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

\*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります)。

a. 婚姻意思\*8を有すること b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

#### ② 過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行なっています。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

#### ③ 告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます\*10。

\*10 責任開始日\*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。

\*11 ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*11(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることができます)。

\*9 ご加入を更新されている場合は、告知されたことと事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

\*10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

\*11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

#### ＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞

前記のご加入を解除せない場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

#### ④ 告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

## 3 保険金受取人

### [傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。

同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合

## [その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### ●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額\*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

\*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で事業従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

\*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

### ●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## [ご加入後の変更]

### ●すべての補償共通

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日よりも前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいたく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいたくから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

### ●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。



## 2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することができます。\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



## 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願いいたします。



## 4 満期を迎えるとき

### [保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

#### ●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

#### ●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

### [更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

### [補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いたくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

### [更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額\*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいたくない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

### [更新後契約の補償内容を縮小する場合]

がん補償において、がん通院保険金額・がん通院延長保険金額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日(更新後契約の始期日)以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

### [保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

### [更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載している加入者(団体の構成員)の氏名(ひがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### [ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取り扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤賃貸、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつたとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



### 4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

### 5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

### 6 事故が起きたとき

●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等について)30日以内に《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他の医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

・附加給付の支給額が確認できる書類

・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞの保険金支払基準において有効な書類とします。)

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

\*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただきたくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合      保険金額、免責金額(自己負担額)  
保険期間      保険料・保険料払込方法  
保険の対象となる方

### 2. お手続き画面や加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一誤りがある場合は、入力内容(または加入依頼書等)を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
●「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみご確認ください。 □原則として同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか? ※同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場内に限り保険金をお支払いします。	—	○
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか?	○	○

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任保険特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※この保険は静岡鉄道株式会社をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として静岡鉄道株式会社が有します。

#### <ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

#### お問い合わせ先・事故時のご連絡先

代理店



静鉄保険サービス株式会社

〒420-0837 静岡市葵区日出町8番3号 静鉄日出町ビル2階  
TEL.054-653-5007 (受付時間／平日9:00～17:45)



LINE友だち追加は  
こちらから

幹事引受  
保険会社



東京海上日動火災保険株式会社 担当課:静岡自動車営業部 営業第一課

〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー12階 TEL.054-254-0282 (受付時間／平日9:00～17:00)

(25TX-003107) 2025年10月作成